

配偶者出産休暇、 裁判員休暇



事務課
事務課長

菊地 浩記 さん

企業プロフィール

- 事業内容：介護老人保健施設、グループホーム、短期入所生活介護事業、訪問介護センター、訪問リハビリセンター、居宅介護支援事業
- 従業員数：181名(2014年10月1日現在)
- 年次有給休暇の取得率：56.4%
- 年間休日数：112日
- URL：<http://yokote-fukuzyukai.jp/>

「休暇を取って当たり前」の 雰囲気を作り上げる

実践！

こうすればできる！
こうすればのびる！

- ① 入社時に休暇の内容を周知する
- ② 社員のニーズに合わせて柔軟に変更する
- ③ 当たり前で休暇を取得する雰囲気を作る

該当者の取得 100%を目指す特別休暇

当社の特別休暇(有給)には、「配偶者出産休暇」「裁判員休暇」「結婚休暇」「忌引休暇」「子の結婚休暇」等があります。どれも該当者に100%取得してもらうため、周知を徹底しています。新卒者、中途採用者にかかわらず、入社時に就業規則を説明する際は「該当時には必ず取得してください」と念を押しています。それにより、職場内に「該当したら取得するものだ」という雰囲気が出ています。これらの休暇は、「年次有給休暇よりも大義名分がある感じが言い出しやすい」という意見もあり、心理的な取得のしやすさにつながっています。

今のところ、シフト制の業務でもシフトを決める2週間前までに休暇の希望を出せば、ほぼ希望とおりに休暇を取得することができます。現在の年次有給休暇の取得率は56.4%で、もう少し伸ばしたいというのが今の目標です。今後は、年に1日ですが社員全員が平等に取得できる特別休暇として「誕生日休暇」の導入を検討しています。



取得するのが当然の「配偶者出産休暇」

特別休暇(有給)のひとつである配偶者出産休暇は、「配偶者が出産する際に、出産日から1週間以内に5日間取得できる」という内容です。以前は“出産日から連続3日間”だったのですが、平成25年の9月に内容を変更し、所内に告知文を掲示しました。

制度自体は平成8年の当社開設時から導入しており、告知の徹底もあって、該当する男性社員は取得が当たり前になっています。今回の変更は、もともと男性の育児休暇は取得しにくいので、せめて出産時くらいは少しでも多く休んでほしいということと、休日も含めて“連続3日間”であったので、出産日が金曜日だったり、連休と重なったりすると、なかなか休暇として取得した実感がなかったといった社員のニーズに応えたためです。この変更で土日を含めて少なくとも1週間の休みが取れるよう

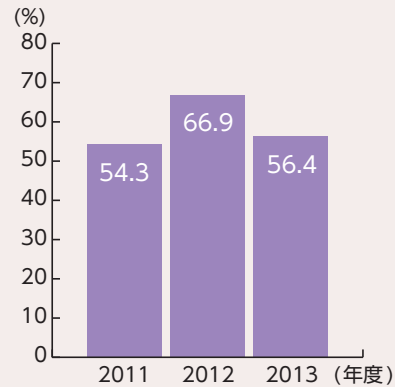
になりました。

該当者はおよその出産予定日がわかった時点で所属長に報告するのが通常です。出産日が多少前後にずれても、しっかり休めるよう、所属長は該当者の仕事量や内容に十分に配慮、調整しています。

安心して公務を果たす「裁判員休暇」

裁判員休暇は、裁判員制度が施行された平成 21 年の 12 月から導入しました。「裁判員の公務に関わる必要日数」を取得することができる特別休暇(有給)です。いつ、だれが裁判員になるかわかりませんが、もし決まったときに国民としての責任をしっかり果たしてもらうため、公務のたびに年次有給休暇を使わなくて済むようにしたものです。

■ 有給休暇取得率の推移



※ 2012 年度は、約 2 ヶ月間の長期取得者がいたため高くなった

制度活用事例

妻に感謝された「配偶者出産休暇」

入社して 2 年目の長女の出産時に配偶者出産休暇を取得しました。2 年前のことです。妻が安定期に入った頃に会社に出産の予定を報告したところ、この休暇の取得を促されて、自分が該当者であるということを実感しました。初めての出産でしたし、妻は切迫早産で入院していたので、休めるのはありがたいと思いました。職場でも先輩が普通にこの休暇制度を利用するのを見てきたので、とくに不安や気遣いはありませんでした。

5 月 1 日の夜に出産したため、翌日にこの休暇を取得しました。当時はまだ「出産日から連続 3 日間」という規定でしたので、5 月 3 日からのゴールデンウィークと重なって、休暇としてとったのは 5 月 2 日のみとなり、ちょっと残念な気もしました。

平日に休めたので、出生届や出産祝い金の申請など、役所の手続きを一気に片付けられました。役所に行ってから、印鑑などが必要だと言われ、家と病院と役所を行ったり来たり、3 往復くらいしましたが、それでも手続きが一日ですべてできたので、ゴールデンウィークは生まれたばかりの長女と妻、それに祝いに来た親戚や友人ともゆっくり過ごすことができました。

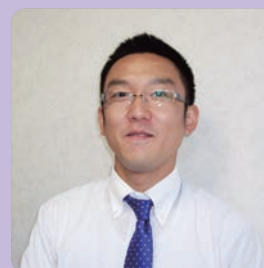
後日、妻はもともと役所の手続きが苦手ということもあったからか、「行ってきて助かった」と感謝されました。職場でも女性職員が「産後すぐに母親が動くのは体力面でも難しいから、このような手続きを父親がしてくれるのはありがたい」と話しているのを聞いて、この

制度があつてよかったとつくづく思いました。

新しくなった制度で 2 人目を迎えます

2 人目の出産のときにこの休暇を取得している職場の男性社員は、上の子の面倒をみるためにもこの制度があつてよかったと言っています。また、この休暇は出産日が基準なので、実際の出産日まで休みを確定できないのですが、上司に出産予定日を前もって伝えておくことで、事前にその時期の仕事を調整してもらえます。出産が急に早まったり、遅くなったりすることもあります。それによって休みが変わり、仕事に支障が出たという話も聞いたことはありません。

来年の 3 月には、我が家に 2 人目の子が生まれる予定です。今は規定が変わって、出産が土日や連休に重なっても 5 日間しっかり休めるシステムになったので、新しい家族を迎えてゆっくりと過ごします。



事務課
主任

林 一輝 さん